

◎ 東日本旅客鉄道株式会社一般乗合旅客自動車運送事業取扱規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社一般乗合旅客自動車運送事業取扱規則（平成24年12月公告第9号）の一部を次のように改正し、2022年12月1日から施行する。

現行	改正
<p>(前略)</p> <p>(通学用割引回数乗車券の発売)</p> <p><b>第 11 条</b> 通学用割引回数乗車券の発売については、<u>旅客規則第 40 条</u>の規定を準用します。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(通学用割引回数乗車券の発売)</p> <p><b>第 11 条</b> 通学用割引回数乗車券の発売については、<u>旅客規則第 39 条第 1 項及び第 2 項並びに同第 40 条</u>の規定を準用します。</p> <p>(以下略)</p>